

龍谷大学 学生部

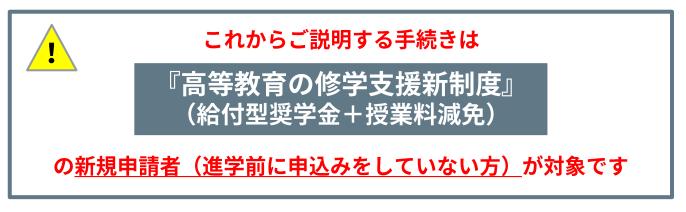
Ryukoku University

日本学生支援機構奨学金 (定期採用・高等教育の修学支援新制度)





定期採用とは、進学後に奨学金を新規で申請する採用方式です。 申請は大学を通して行い、申請に基づく大学からの推薦を受けて、 日本学生支援機構が選考の上、採用の可否を決定します。



■進学前に採用候補者となった方や貸与型奨学金の新規申請を希望 される方は案内が異なりますので、ご注意ください。

『高等教育の修学支援新制度』について



『高等教育の修学支援新制度』とは、経済的理由で進学・修学の継続を 断念することのないよう、2020年4月から開始された新制度です。 給付型奨学金の対象となれば、授業料・入学金も免除又は減額されます。





『高等教育の修学支援新制度』について



進学資金シミュレーター

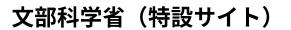
https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp

給付奨学金制度の対象になりそうかどうか 大まかに調べることができます ※採用を保証するものではありません

日本学生支援機構(JASSO)

https://www.jasso.go.jp





http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm







詳細については、3月下旬頃ホームページに掲載予定です。 大学HPトップ>学生生活・就職支援>学費・奨学金>News				
4月上旬頃	募集開始、大学が指定する期日までに申請書類を提出する			
4月中旬頃	申請書類等を大学が精査 識別番号(ログインID・パスワード)を交付 期限内にスカラネット(インターネット)から申請する マイナンバーに係る書類を日本学生支援機構に直接郵送する			
5~6月頃	選考(日本学生支援機構)			
7月頃	採否決定・奨学金の交付(振込)開始			
7~8月頃	採用手続き(奨学生証等の受取・必要書類の提出)			



- ■採用後も、家計基準による支援区分の見直しや、学業成績等の基準に 関する判定が行われます。(適格認定)
 - 基準を満たさないと、支援は<mark>停止</mark>もしくは<mark>廃止</mark>となります。 万が一、学業成績が著しく不良な場合は、<mark>当学年に支給された奨学金の</mark> <mark>全額返金</mark>を求めます。
- ■採用後も年間を通して手続きがあります。(在籍報告・継続手続き等) 定められた期限内に行わなかった場合、<mark>支援は停止されます</mark>。
- ■貸与型の第一種奨学金と同時に採用された場合、 第一種奨学金の貸与月額に制限がかかります。(併給調整)
- ■申込みに際して虚偽の内容で申請を行ったことが判明した場合、 採用は取り消され、支給された奨学金の140%を請求されます。



学力基準

【一年次】

次の <u>いずれか</u>に 該当すること

- ■高等教育等における評定平均値が3.5以上であること、 又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に 属すること
- ■高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ■「学修計画書」を提出し、学修の意欲や目的、 将来の人生設計等が確認できること



学力基準

【二年次以上】

次の <u>いずれか</u>に 該当すること

- ■GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位 1/2の範囲に属すること
- ■修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、学修の 意欲や目的、将来の人生設計等が、「学修計画書」で 確認できること



学業成績等の基準

次の <u>いずれか</u>に 該当する場合は採用されません

■修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと

■修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること

■履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の 学修意欲が著しく低い状況にあると認められること

※給付型奨学金に採用された後、上記に該当した場合は、 適格認定(学業)により奨学金は<mark>廃止</mark>となります。



家計基準

【第丨区分】

<u>本人と生計維持者</u>の市町村民税所得割が非課税 (支給(減免)額算定基準額の合計が100円未満)

【第Ⅱ区分】

<u>本人と生計維持者</u>の支給(減免)額算定基準額の合計が 100円以上 25,600円未満

【第Ⅲ区分】

<u>本人と生計維持者の支給(減免)額算定基準額の合計が</u>

25,600円以上 51,300円未満

※所得の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより機構が確認します。



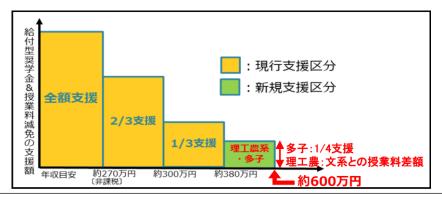
家計基準

【第IV区分】※令和6年度改正

世帯年収600万円程度かつ

- ・多子世帯(扶養する子の数が3人以上である世帯)
- ・理工農系学部(本学では先端理工学部および農学部)進学者 のいずれかに該当すること

※詳細は制度が確定次第、本学ホームページでご案内します。





資産基準

<u>本人と生計維持者</u>の預貯金、有価証券、現金等の 資産の合計額が基準額未満であること。 (不動産、負債は対象としない)

【基準額】

生計維持者が 1人の場合:1,250万円 未満 2人の場合:2,000万円 未満



その他の基準

【大学等への入学時期等に係る基準】

高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度末日から、 大学に入学した日までの期間が2年を経過していないこと

【外国籍の方(在留資格)に係る基準】

外国籍の方は、①②③いずれかに該当すること。

①法定特別永住者

②在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」または

「永住者の配偶者等」である人

③在留資格が「定住者」であって、日本に永住する意思がある人

※申請時に在留資格を証明する書類の提出が必要です



給付奨学生として採用されてから卒業(修業年限の終期)までの間、 世帯の所得金額に基づく区分および通学形態により決定した金額が、 毎月支給(口座振込)されます。

学校種別	区分	自宅通学	自宅外通学
	第I区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
大学	第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
短期大学	第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第IV区分 <多子世带>	9,600円 (10,700円)	19,000円

※生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している者、 および進学後も児童養護施設等から通学する者は、上表の括弧内の金額が適用されます。



給付奨学生として採用されてから卒業(修業年限の終期)までの間、 給付型奨学金の区分に基づいた金額が、学費から減免されます。

区分	減免額	
第I区分	満額(上限の範囲内)	
第Ⅱ区分	第11区分 第1区分の減免額の 2/3	
第Ⅲ区分	第I区分の減免額の1/3	
ケックライン	多子世帯:第I区分の減免額の 1/4	
第Ⅳ区分	理工農系:一定の減免額を予定	

(例)給付型奨学金に採用され、第 I 区分となった学生の場合

学校種別	減免額(入学金)	減免額(授業料)
大学	260,000円	700,000円(年額)

毎年10月に行われる適格認定(家計基準)によって、翌年度9月までの支援区分が 変更されたり、支援区分外となり支援が停止する場合があります。



第一種奨学金と給付型奨学金の両方に採用された場合、

第一種奨学金の貸与月額が制限されます。これを<mark>併給調整</mark>といいます。

【併給調整が適用された場合の第一種奨学金の貸与月額】

学校種別	区分	自宅通学	自宅外通学
大学	第I区分	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円
	第Ⅲ区分	21,700円 (20,000円・30,300円)	19,200円
短期大学	第I区分	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円
	第Ⅲ区分	22,900円 (28,500円)	17,400円

※生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している者、
および進学後も児童養護施設等から通学する者は、上表の括弧内の金額が適用されます。
※第IV区分(多子世帯)適用時の併給調整については未定です。





制度の概要や、詳しい募集要項については、 4月に配布予定の申込関係資料でご確認ください。



※画像は2023年度のものです。



【重要】

進学後、最新の奨学金情報は、 ■本学Webサイト ■学生ポータルサイト に掲載します。

奨学金の新規募集や、採用後の各種手続きについて、 <mark>電話やメール等の個別連絡はありません</mark>。

各自が責任をもって、定期的に奨学金に関する情報を 確認し、必要な手続きを行ってください。



【本学Webサイト】

https://www.ryukoku.ac.jp/campus_career/expense (本学Webサイトトップ→学生生活・就職支援→学費・奨学金)

【学生ポータルサイト】

https://portal.ryukoku.ac.jp

(ホームのお知らせ [MORE] →奨学金・貸付金)